

不妊・不育に関する治療費等助成事業の実施一覧

令和5年4月1日現在

市町村	助成対象				
	1 特定不妊治療 (体外受精及び 顕微授精)	2 男性不妊治療	3 一般不妊治療 (人工授精等)	4 不育症治療	5 不育症検査
津山市	○	○ ※	○	○	
玉野市	○	○ ※			
笠岡市				○	○
井原市	○	○ ※		○	
総社市	○	○ ※		○	
高梁市	○	○		○	
新見市	○	○ ※		○	○
備前市				○	
瀬戸内市	○	○ ※		○	
赤磐市				○	○
真庭市	○	○	○	○	
美作市	○	○	○	○	
浅口市				○	
和気町				○	
早島町				○	○
里庄町	○	○ ※			
矢掛町	○	○ ※			
新庄村	○		○		
鏡野町			○	○	
勝央町				○	
奈義町	○			○	
西粟倉村	○	○ ※	○	○	
久米南町				○	
美咲町	○	○ ※		○	
吉備中央町	○	○	○		
計	16	14	7	20	4
岡山市				○	○
倉敷市					○
岡山県					○
計	0	0	0	1	3

※特定不妊治療の一環として、精巣 または精巣上体内から直接採取する治療（いわゆるTESE、MESA等）を行った場合のみ、助成対象

津山市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び 2 男性不妊治療				
<ul style="list-style-type: none"> 【保険適用】 医療機関の領収金額（受診証明書に記載されている金額）の1/2以内で、1回につき9万を限度 【併用診療（保険適用と先進医療の併用）】 医療機関の領収金額（受診証明書に記載されている金額）の1/2以内で、1回につき12万を限度 【混合診療】 1回の治療につき20万円を限度 ・1子につき最大6回まで助成 	都道府県等指定医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・夫婦のいずれかが、本市に1年以上住所を有すること ・治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満である方 	https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583
3 一般不妊治療（人工授精等）				
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が負担した本人負担額の1/2以内（1,000円未満は切り捨て） ・1.5万円/年を限度 ・一対象者3回限りとし、助成金の額は一対象者4.5万円を限度 			<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・夫婦のいずれかが、本市に1年以上住所を有すること ・助成金の交付を受けようとする一般不妊治療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと 	https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・30万円/年度を限度 ・一対象者150万円を限度 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・夫婦のいずれか一方が申請日において、本市に1年以上継続して住所を有すること ・他の自治体から同種の助成金を受けていないこと ・(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が不育症と診断し、指示のもと他の医療機関で受けた治療も含む 	https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7584
5 不育症検査				
実施なし				

玉野市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）				
<ul style="list-style-type: none"> ・費用から県の助成額を引いた額の1/2以内 ・県助成金が30万円の場合は10万円/回を限度 ・県助成金が10万円の場合は5万円/回を限度（どちらの場合も1,000円未満は切り捨て） 	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県の助成事業において助成が決定された人 ・申請日において、助成対象者又はその配偶者（法律上の婚姻関係を有する者のみならず、事実婚関係にある者も対象）のどちらかが玉野市に住所を有すること ・申請日において、対象者及び世帯員に市税及び国民健康保険料の滞納がないこと 	https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/15/16073.html
2 男性不妊治療				
特定不妊治療の一環として、精巣または精巣上体内から直接精子を採取する治療（県事業に基づく男性不妊治療）を行った場合に、県の助成額を引いた額の1/2以内を上乗せする。（上限10万円/回）	都道府県等指定医療機関	調整あり		同上
3 一般不妊治療（人工授精等）				
実施なし				
4 不育症治療				
実施なし				
5 不育症検査				
実施なし				

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

笠岡市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし				
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・費用の1/2以内。15万円/回を限度 ・年度を問わず6回まで ・一対象者90万円を限度 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦のいずれか一方が交付申請日において、本市に1年以上住所を有すること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと 	http://www.city.kasao.okayama.jp/soshiki/24/1982.html
5 不育症検査				
不育症治療として、検査のみも対象。				

井原市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
<ul style="list-style-type: none"> ・費用の1/2以内、30万円/回を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えない ・初回申請より通算10年間で、6回まで180万円を限度 	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在、本市に1年以上住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦 ・補助金交付申請日において、夫婦共に公租公課等の滞納がないこと 	http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2017011600424/
2 男性不妊治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療と合わせて申請(特定不妊治療に上乗せなし)、又は単独の申請 ・費用の1/2以内、30万円/回を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えない ・初回申請より通算10年間で、6回まで180万円を限度 	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在、本市に1年以上住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦 ・補助金交付申請日において、夫婦共に公租公課等の滞納がないこと 	
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・30万円/回を限度 ・年度を問わず3回まで ・一対象者90万円を限度 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・交付申請日において、夫婦共に本市に1年以上住所を有すること ・不育治療開始から補助金交付予定日まで継続して市内に住所を有すること ・夫婦共に市税等の滞納がないこと 	http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2017011600417/
5 不育症検査				
実施なし				

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

総社市

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）				
<p>(1)保険診療と先進医療との併用診療による生殖補助医療の一部助成 ※生殖補助医療の保険診療と併用可能な先進医療の実施医療機関のうち、厚生労働省が承認している医療機関で治療を受けた場合に限る。 ⇒市の助成金給付対象：1回の対象治療の「先進医療」に係る治療費等（保険適用外）として支払った金額に、10分の7を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。（1,000円未満切り捨て）</p> <p>(2)先進医療（(1)以外）及び先進医療会議で審議中の治療等を受けたことにより、生殖補助医療の治療全体が「全額自己負担となる治療（自由診療）にかかる費用」の一部を助成する。 ⇒市の助成金給付対象：1回の対象治療の治療全体に要した自己負担額に10分の7を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。（1,000円未満切り捨て）</p>	<p>(1)日本産婦人科学会登録施設のうち、体外受精、顕微授精及び胚移植が登録されている医療機関で治療を受けた場合に限る。</p> <p>(2)日本産婦人科学会登録施設のうち、体外受精、顕微授精及び胚移植が登録されている医療機関で治療を受けた場合に限る。</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・生殖補助医療（体外受精・顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること。 ・生殖補助治療の開始日において夫婦（事実婚含む）であること。 ・生殖補助治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。 ・助成金の申請日において、夫婦の両者が本市に1年以上継続して住所を有していること。 ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。 	https://www.city.soja.okayama.jp/kodomo/kosodate_kyoiuku/akacahan_kodomo/ninsin_shusan/funin_fuiku-jiyosei.html
2 男性不妊治療				
実施なし		/		
3 一般不妊治療（人工授精等）				
実施なし		/		
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・10万円/回を限度 ・一対象者5回を限度とする（通算年度は問わない） 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	/	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・不育治療開始から申請に至るまでの間、夫婦がともに本市に住所を有していること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・不育症治療の一環として実施した不育症検査を含む 	https://www.city.soja.okayama.jp/kodomo/kosodate_kyoiuku/akacahan_kodomo/ninsin_shusan/funin_fuiku-jiyosei.html
5 不育症検査				
実施なし		/		

高梁市

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）				
<ul style="list-style-type: none"> ・費用から次の額を控除した1/2の額（上限10万円） ※医療保険各法による給付額（高額療養費を含む） ※国、または地方公共団体から給付された額 ※健康保険の保険者から給付された付加給付の支給額 ・助成回数（治療初日時点） 妻の年齢が40歳未満（通算6回まで） 妻の年齢が40歳以上43歳未満（通算3回まで） 	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療を除く生殖補助医療で、保健適用となる治療であること。 ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。 ・申請日において、助成対象者及びその配偶者が本市に1年以上住所を有していること。 ・申請日において対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。 ・第三者から提供を受けた精子、卵子若しくは胚による体外受精・顕微授精でないこと、又は第三者による妊娠及び出産を目的とするものではないこと。 ・他の自治体から同様の助成を受けていない、又は受ける予定ではないこと。 	https://www.city.takahashi.jp/soshiki/15/hunin777.html
2 男性不妊治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・費用から県の助成額または、15万円（県要綱の助成対象とならない者）を差し引いた額 ・年度や回数は問わない 	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・申請日において、夫婦のどちらとも本市に1年以上住所を有すること ・妻の年齢が43歳未満であること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・第三者から提供を受けた精子若しくは卵子によるものでないこと、又は、第三者による妊娠出産を目的とするものでないこと ・他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと 	https://www.city.takahashi.jp/soshiki/15/hunin7.html
3 一般不妊治療（人工授精等）				
実施なし		/		
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・費用の1/2以内 ・30万円/年度を限度 ・一対象者の総額の限度額はなし 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・申請日において、夫婦のどちらとも本市に1年以上住所を有すること ・妻の年齢が43歳未満であること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・第三者から提供を受けた精子若しくは卵子によるものでないこと、又は、第三者による妊娠出産を目的とするものでないこと ・他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと 	https://www.city.takahashi.jp/soshiki/15/hunin7.html
5 不育症検査				
実施なし		/		

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

新見市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
*				
<ul style="list-style-type: none"> 治療費等の額から県や他の自治体の助成額を控除した2/3以内を助成する(千円未満の端数は切り捨て)。 県や他の自治体の助成事業に該当しない者は、治療費等の額の2/3以内を助成する(千円未満の端数は切り捨て)。 所得、年齢、回数制限なし 	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍上の夫婦又は事実婚の夫婦であること 夫婦の両方が本市に1年以上住所を有すること 対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと 	https://www.city.niimi.okayama.jp/urashi/detail/index/1216.html
2 男性不妊治療				
<ul style="list-style-type: none"> 治療費等の額から県や他の自治体の助成額を控除した2/3以内を助成する(千円未満の端数は切り捨て)。 県や他の自治体の助成事業に該当しない者は、治療費等の額の2/3以内を助成する(千円未満の端数は切り捨て)。 所得、年齢、回数制限なし 	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍上の夫婦又は事実婚の夫婦であること 夫婦の両方が本市に1年以上住所を有すること 対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと 	https://www.city.niimi.okayama.jp/urashi/detail/index/1216.html
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療 及び 不育症検査				
<ul style="list-style-type: none"> 治療費等の額の2/3以内を助成する(千円未満の端数は切り捨て)。 所得、年齢、回数制限なし 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> 法律上の婚姻をしており、婚姻後1年以上経過している夫婦であること 夫婦の両方が本市に1年以上住所を有すること 対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと 	https://www.city.niimi.okayama.jp/urashi/detail/index/512.html

備前市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし				
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> 30万円/回を限度 一対象者の総額の限度額はなし 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> 法律上の婚姻をして1年以上の夫婦 不育治療開始から申請に至るまでの間、夫婦がともに本市に住所を有していること 対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと 夫婦の前年の所得合計額が730万円未満 第1子に限る 	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/740.html
5 不育症検査				
実施なし				

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

瀬戸内市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）				
費用の1/2以内で10万円/回を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えないものとする	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上の夫婦又は事実婚の夫婦であり、申請時、夫婦のいずれか一方又は両者が本市に1年以上住所を有すること ・市税の滞納がないこと ・岡山県の助成事業において助成が決定された者（経過措置） ・同一の治療に対して、岡山県を除く他の自治体から同様の助成金の給付を受けていないこと 	https://www.city.seto-uchi.lg.jp/soshiki/20/3435.html
2 男性不妊治療				
特定不妊治療の一環として、精巣または精巣上体内から直接精子を採取する治療（いわゆるTESE,MESA等）を行った場合に、助成額を上乗せする。（上限10万円）	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上の夫婦又は事実婚の夫婦であり、申請時、夫婦のいずれか一方又は両者が本市に1年以上住所を有すること ・市税の滞納がないこと ・岡山県の助成事業において助成が決定された者（経過措置） ・同一の治療に対して、岡山県を除く他の自治体から同様の助成金の給付を受けていないこと 	https://www.city.seto-uchi.lg.jp/soshiki/20/3478.html
3 一般不妊治療（人工授精等）				
実施なし				
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・30万円/年度を限度 ・一対象者の総額の限度額はなし 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・妻が交付申請日において、本市に1年以上住所を有すること ・夫婦に市税の滞納がないこと 	https://www.city.seto-uchi.lg.jp/soshiki/20/1619.html
5 不育症検査				
実施なし				

赤磐市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）				
実施なし				
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療（人工授精等）				
実施なし				
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・費用の7/10 ・30万円/年度を限度 ・通算5か年度まで ・医療保険適用外の不育症治療等にかかった費用を助成対象とする。 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・交付申請日において、夫婦がともに本市に1年以上住所を有していること ・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと 	https://www.city.akaiwa.lg.jp/kosodate/ninshinshussan/2906.html
5 不育症検査				
今後の不育症治療のために必要な流産検体の染色体検査は、助成対象とする。ただし、岡山県不育症検査費用助成事業実施要綱の規程による助成を受けた金額分を除く。	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・交付申請日において、夫婦がともに本市に1年以上住所を有していること ・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと 	https://www.city.akaiwa.lg.jp/kosodate/ninshinshussan/2906.html

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

真庭市

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
・他の不妊治療と合わせて20万円/年度を限度	限定なし	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・医療機関で不妊症と診断され、その治療を受けた者 	https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html
2 男性不妊治療				
・他の不妊治療と合わせて20万円/年度を限度	限定なし	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・医療機関で不妊症と診断され、その治療を受けた者 	https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html
3 一般不妊治療(人工授精等)				
・他の不妊治療と合わせて20万円/年度を限度	限定なし	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・医療機関で不妊症と診断され、その治療を受けた者 	https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・30万円/年度を限度 ・一対象者の総額の限度額はなし 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・申請日において本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、治療を受けた者 	
5 不育症検査				
実施なし				

美作市

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
治療費等の額から県や他の自治体の助成額を控除した3分の2以内の額を助成する(1,000円未満切捨て)。他の不妊治療と合わせて30万円/年度を上限とする。	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦(事実婚含む)のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・指定医療機関において、不妊治療(助成対象治療)を受けた者 	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html
2 男性不妊治療				
治療費等の額から県や他の自治体の助成額を控除した3分の2以内の額を助成する(1,000円未満切捨て)。他の不妊治療と合わせて30万円/年度を上限とする。	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦(事実婚含む)のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・指定医療機関において、不妊治療(助成対象治療)を受けた者 	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html
3 一般不妊治療(人工授精等)				
治療費等の額から県や他の自治体の助成額を控除した3分の2以内の額を助成する(1,000円未満切捨て)。他の不妊治療と合わせて30万円/年度を上限とする。	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦(事実婚含む)のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・指定医療機関において、不妊治療(助成対象治療)を受けた者 	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html
4 不育症治療				
助成金の額は、年額30万円を限度とし、治療費等の額から他の自治体の助成額を控除した額とする。助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の日において、本市に住所を有し、対象者及びその世帯員に市税の対応がないこと ・(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、不育治療を受けた者 	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/KekkonSyussanshien/ninshin/4033.html
5 不育症検査				
実施なし				

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

浅口市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし				
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
・一対象者150万円を限度	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をして1年以上の夫婦 ・妻が交付申請日において、本市に1年以上住所を有すること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・他の自治体から同種の助成金を受けていないこと 	https://www.city.asakuchi.lg.jp/kurashi/ninshin/fuiku.html
5 不育症検査				
実施なし				

和気町

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし				
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・費用の1/2以内 ・30万円/年度を限度 ・一対象者150万円を限度 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・交付申請日において、夫婦がともに本町に1年以上住所を有していること ・対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと ・夫婦の前年度の所得合計額が730万円未満であること 	
5 不育症検査				
実施なし				

(注1)助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000047346.html>をご覧ください。

(注2)助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

早島町

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし				
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> 医療保険対象外の不育症治療に要する治療費および検査料の1/2以内15万円/回を限度(1,000円未満は切り捨て) 年度を問わず3回まで ※入院時の差額ベッド代や食事代等直接治療に関係ない費用は除く	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦で、申請日現在、夫婦のいずれか一方が本町に住所を有する夫婦であること 申請日現在、対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること 他の市町村から不育治療に対する同種の助成を受けていないこと 	https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/gyomu/boshi_kenko/iryojisei/1405.html
5 不育症検査				
<ul style="list-style-type: none"> 医療保険対象外の不育症治療に要する治療費および検査料の1/2以内15万円/回を限度(1,000円未満は切り捨て) 年度を問わず3回まで ※入院時の差額ベッド代や食事代等直接治療に関係ない費用は除く ※岡山県不育症検査費用助成事業実施要綱の規定による助成を受けた金額分を除く	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦で、申請日現在、夫婦のいずれか一方が本町に住所を有する夫婦であること 申請日現在、対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること 他の市町村から不育治療に対する同種の助成を受けていないこと 	https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/gyomu/boshi_kenko/iryojisei/1405.html

里庄町

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
<ul style="list-style-type: none"> 費用の1/2以内、20万円/回を限度とする。 子ども1人ごとに10回まで(他の都道府県又は指定都市若しくは中核市において助成されたものを含む)(出産・死産した場合は、助成回数をリセット) 	都道府県等指定医療機関		<ul style="list-style-type: none"> 夫婦のいずれか一方又は両者が本町に1年以上住所を有すること 対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと 治療開始時の年齢又は回数制限により、保険診療が適用されないこと 	http://www.town.satosho.okayama.jp/soshiki/7/9589.html
2 男性不妊治療				
<ul style="list-style-type: none"> 特定不妊治療の一環として、精巣又は精巣上体内から直接精子を採取する治療を行った場合は、助成金を上乗せ(上限20万円) 	都道府県等指定医療機関		<ul style="list-style-type: none"> 夫婦のいずれか一方又は両者が本町に1年以上住所を有すること 対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと 治療開始時の年齢又は回数制限により、保険診療が適用されないこと 	http://www.town.satosho.okayama.jp/soshiki/7/9589.html
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
実施なし				
5 不育症検査				
実施なし				

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

矢掛町

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
・費用の1/2以内、20万円/回(ただし、凍結胚移植等については10万円)を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えないものとする ・最大6回まで	都道府県等指定医療機関	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有すること ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満 ・対象者に町税の滞納がないこと ・岡山県の助成事業において助成が決定されていること ・医療保険に加入していること	http://www.town.yakage.okayama.jp/kosodate/system/
2 男性不妊治療				
・費用の1/2以内、20万円/回(ただし、凍結胚移植等については10万円)を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えないものとする。 ・最大6回まで	都道府県等指定医療機関	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有すること ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満 ・対象者に町税の滞納がないこと ・岡山県の助成事業において助成が決定されていること ・医療保険に加入していること	http://www.town.yakage.okayama.jp/kosodate/system/
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
実施なし				
5 不育症検査				
実施なし				

新庄村

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
・費用の1/2以内 ・20万円/年を限度 ・年度を問わず3回まで	限定なし	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に2年以上住所を有し、かつ、居住しているもの	www.vill.shinjo.okayama.jp/index.php?id=45
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
・医療保険適用外の不妊治療における費用の1/2以内 ・20万円/年を限度 ・年度を問わず3回まで	限定なし		・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に2年以上住所を有し、かつ、居住しているもの	www.vill.shinjo.okayama.jp/index.php?id=45
4 不育症治療				
実施なし				
5 不育症検査				
実施なし				

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

鏡野町

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし				
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
<ul style="list-style-type: none"> ・10万円/年度を限度 ・回数制限なし、通算5年間まで ・出産した場合は、出産までに受けた受診年数をリセットできる。妊娠12週以降の死産の場合も同様とみなす。 	限定なし	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・申請時に本町に1年以上継続して住所を有すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者 	http://www.town.kagaminjo.lg.jp/?p=100545
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・30万円/回を限度 ・1年度中に1回まで、通算5年間まで ・出産した場合は、出産までに受けた助成回数及び受診年数をリセットできる。妊娠12週以降の死産の場合も同様とみなす。 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・申請時に本町に1年以上継続して住所を有すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者 	同上
5 不育症検査				
実施なし				

勝央町

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし				
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・30万円/年度を限度 ・一対象者150万円を限度 	都道府県等指定医療機関	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者 	http://www.town.shooj.lg.jp/guide/guide01/life05/life0501/817
5 不育症検査				
実施なし				

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

奈義町

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
・費用の1/2以内、20万円/年を限度 ・通算5年間まで	都道府県等指定医療機関	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと ・医療保険加入者 	https://www.town.nag.i.okayama.jp/gyousei/kosodate_kyouiku_bunka/ninshin_shussan_kosodate/ninshin_shussan/huin.html
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
<ul style="list-style-type: none"> ・30万円/年度を限度 ・通算5年間まで ・一対象者150万円を限度 	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をして1年以上の夫婦 ・交付申請日において、夫婦がともに本町に住所を有していること ・対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと 	https://www.town.nag.i.okayama.jp/gyousei/kosodate_kyouiku_bunka/ninshin_shussan_kosodate/ninshin_shussan/huiku.html
5 不育症検査				
実施なし				

西粟倉村

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
1年度あたり20万円を限度 (他の不妊治療(男性不妊・一般不妊)も合わせる)	限定なし		<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に1年以上住所を有し、かつ居住していること ・対象者及び世帯員に村税等滞納がないこと ・医療保険加入者 	https://www.vill.nishiwakura.okayama.jp/w/p/?p=43293
2 男性不妊治療				
1年度あたり20万円を限度 (他の不妊治療(男性不妊・一般不妊)も合わせる)	限定なし		<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に1年以上住所を有し、かつ居住していること ・対象者及び世帯員に村税等滞納がないこと ・医療保険加入者 	同上
3 一般不妊治療(人工授精等)				
1年度あたり20万円を限度 (他の不妊治療(男性不妊・一般不妊)も合わせる)	限定なし		<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に1年以上住所を有し、かつ居住していること ・対象者及び世帯員に村税等滞納がないこと ・医療保険加入者 	同上
4 不育症治療				
1年度につき30万円を限度 通算5年間まで	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は当該医療機関より紹介を受けた治療実施医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ・申請日において、村内に1年以上住所を有し、かつ居住していること。 ・夫婦が本村に住所を有してから開始する不育治療であること。 ・申請日において、対象者及び世帯員に村税等の滞納がないこと。 	同上
5 不育症検査				
実施無し				

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

久米南町

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし *ただし、R5年度は経過措置期間とし、該当者への助成は行う。				
2 男性不妊治療				
実施なし *ただし、R5年度は経過措置期間とし、該当者への助成は行う。				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
・30万円/年度を限度 ・一対象者150万円を限度	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦又はいずれか一方が交付申請日において、本町に1年以上住所を有していること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと	https://www.town.kumenan.lg.jp/living/childcare/ninshin/fuiki_tiryuu.html
5 不育症検査				
実施なし				

美咲町

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件	ホームページアドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
・保険適用外医療費から県等の助成額を引いた額の1/2以内(1,000円未満は切り捨て) ・30万円/年度を限度 ・初回補助年度から5年間	日本産科婦人科学会ART登録医療機関	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦または生まれた子を認知する意向のある事実婚の夫婦 ・申請日において、夫婦のいずれか(事実婚の場合は両方)が、本町に住所を有すること ・他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていないこと ・医療保険各法の被保険者又は被保険者の被扶養者であること ・対象者夫婦に町税等(美咲町が保有する債権)に係る徴収金に滞納がない者。ただし、町外に住所を有する者は、その市町村において税金の滞納がない者	https://www.town.misaki.okayama.jp/soshiki/kenkousuisin/2402.html
2 男性不妊治療				
・保険適用外医療費から県等の助成額を引いた額の1/2以内(1,000円未満は切り捨て) ・特定不妊治療の一環として男性不妊治療(TESE、MESA等)を行った場合の上乗せ助成額は10万円/年度を限度 ・初回補助年度から5年間	日本産科婦人科学会ART登録医療機関	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦または生まれた子を認知する意向のある事実婚の夫婦 ・申請日において、夫婦のいずれか(事実婚の場合は両方)が、本町に住所を有すること ・他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていないこと ・医療保険各法の被保険者又は被保険者の被扶養者であること ・対象者夫婦に町税等(美咲町が保有する債権)に係る徴収金に滞納がない者。ただし、町外に住所を有する者は、その市町村において税金の滞納がない者	https://www.town.misaki.okayama.jp/soshiki/kenkousuisin/2402.html
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし				
4 不育症治療				
・費用の1/2以内(1,000円未満は切り捨て) ・30万円/年度を限度 ・初回助成から通算5年 ・一対象者150万円を限度	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は当該医療機関より紹介を受けた治療実施医療機関		・法律上の婚姻をしている夫婦または生まれた子を認知する意向のある事実婚の夫婦 ・申請日において、夫婦のいずれか(事実婚の場合は両方)が、本町に住所を有すること ・他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていないこと ・対象者夫婦に町税等(美咲町が保有する債権)に係る徴収金に滞納がない者。ただし、町外に住所を有する者は、その市町村において税金の滞納がない者	https://www.town.misaki.okayama.jp/soshiki/kenkousuisin/2402.html
5 不育症検査				
実施なし				

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

吉備中央町

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
・県の助成額を除いた費用の1/2以内 20万円/回を限度 ・外の不妊治療と合わせて年度を問わず夫婦で6回まで	岡山県指定の 県内9医療機関	調整あり	・戸籍上の夫婦 ・本町に住所を有し、かつ、居住している夫婦 ・対象者及び生計を一にする者に町税等の滞納がないこと	https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html
2 男性不妊治療				
・県の助成額を除いた費用の1/2以内 20万円/回を限度 ・外の不妊治療と合わせて年度を問わず夫婦で6回まで	岡山県指定の 県内9医療機関	調整あり	・戸籍上の夫婦 ・本町に住所を有し、かつ、居住している夫婦 ・対象者及び生計を一にする者に町税等の滞納がないこと	https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html
3 一般不妊治療(人工授精等)				
・1、2の県の助成額を除いた費用の1/2以内 20万円/回を限度 ・外の不妊治療と合わせて年度を問わず夫婦で6回まで	岡山県指定の 県内9医療機関	/	・戸籍上の夫婦 ・本町に住所を有し、かつ、居住している夫婦 ・対象者及び生計を一にする者に町税等の滞納がないこと	https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html
4 不育症治療				
実施なし				
5 不育症検査				
実施なし				

岡山市

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし				
2 男性不妊治療				
実施なし				
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし		/		
4 不育症治療				
・保険適用外の費用について、1回上限30万円 ・助成回数は、同一の対象について6回まで	(一社)日本生殖 医学会が認定し た生殖医療専門 医が所属する医 療機関	/	・2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往があること ・治療を受けた期間及び申請日において、夫婦の両方または いずれか一方が岡山市内に住所を有し、法律上の婚姻をして いる夫婦であること ・治療等を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満で あること ・夫婦のいずれにも岡山市税の滞納がないこと ・申請日の前年(申請日が1月から5月までの場合は、前々年) の夫婦合計の所得額が730万円未満であること ・他の自治体から同種の助成金を受けていないこと	https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000023658.html
5 不育症検査				
・保険適用外の費用について、1回上限30万円 ・助成回数は、同一の対象について6回まで	(一社)日本生殖 医学会が認定し た生殖医療専門 医が所属する医 療機関 ・先進医療として 告示されている 不育症検査の実 施機関として厚 生労働省に届け 出ている医療機 関	/	・2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往があること ・治療を受けた期間及び申請日において、夫婦の両方または いずれか一方が岡山市内に住所を有し、法律上の婚姻をして いる夫婦であること ・治療等を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満で あること ・夫婦のいずれにも岡山市税の滞納がないこと ・申請日の前年(申請日が1月から5月までの場合は、前々年) の夫婦合計の所得額が730万円未満であること ・他の自治体から同種の助成金を受けていないこと	https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000023658.html

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

倉敷市

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし		/		
2 男性不妊治療				
実施なし		/		
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし		/		
4 不育症治療				
実施なし		/		
5 不育症検査				
<ul style="list-style-type: none"> 対象…先進医療に指定された検査(流死産検体を用いた遺伝子検査) 助成額…費用(先進医療分)の7割に相当する額(千円未満切り捨て)。ただし、1回上限6万円。 	実施医療機関として厚生労働省に届け出ている医療機関	/	<ul style="list-style-type: none"> 2回以上の流産、死産の既往があること 申請日時点で、倉敷市に住所を有すること 	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/37902.htm

岡山県

助成内容	医療機関の 限定 (注1)	県費助成 との調整 (注2)	その他要件	ホームページ アドレス
1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)				
実施なし		/		
2 男性不妊治療				
実施なし		/		
3 一般不妊治療(人工授精等)				
実施なし		/		
4 不育症治療				
実施なし		/		
5 不育症検査				
<ul style="list-style-type: none"> 対象…先進医療に指定された検査(流死産検体を用いた遺伝子検査) 助成額…費用(先進医療分)の範囲内で、1回上限6万円 	実施医療機関として厚生労働省に届け出ている医療機関	/	<ul style="list-style-type: none"> 2回以上の流産、死産の既往があること 申請日時点で、岡山県内(岡山市及び倉敷市を除く。)に住所を有すること 	https://www.pref.okayama.jp/page/726935.html

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「都道府県等指定医療機関」については厚生労働省ホームページ「全国の指定医療機関一覧」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>をご覧ください。

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。